平成２１年（フ）第１１１０号
東京都板橋区高島平２丁目33番７―1312
債務者　宮田　徹三
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１８９号
東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵373番地５武蔵荘106号
債務者　細貝　恭子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２４４号
東京都国立市泉２丁目３番地の２　４―701
債務者　齊藤　　守
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２４５号
東京都町田市玉川学園７―12―３ライオンズハウス202、住民票上の住所神奈川県海老名市杉久保北４丁目３番２―309号
債務者　弓削　夏美
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２４６号
東京都日野市西平山２丁目９番地の66衣笠邸102
債務者　髙野いづみ
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５８３号
青森市浪館前田３丁目18番３号
債務者　佐藤衣理子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８９号
東京都多摩市豊ケ丘６丁目１番地３―206
債務者　松田　哲郎
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２９０号
東京都多摩市豊ケ丘６丁目１番地３―206
債務者　松田　早苗
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２９１号
東京都国分寺市内藤２丁目17番地31サンライズＣ202
債務者　長谷川博寿
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１７５号
東京都八王子市中野上町１丁目32番19号ルミエールⅠ　301号
債務者　山口　晴美
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６３８号
静岡県焼津市道原675番地の１　道原マンション203、前住所静岡県焼津市道原741番地の３
債務者　村松　道夫
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第３８６号
東京都調布市小島町３丁目21番地17第１本多荘102
破産者　佐々木　康
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第１８０６号
横浜市泉区中田北２丁目４番43号
破産者　株式会社横浜オート・ドゥム
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９４５号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘１棟701号
破産者　平川アサヱ
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８０４号
愛知県豊明市新栄町３丁目172番地１
破産者　大日荷役株式会社
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９０８号
岐阜県各務原市那加信長町２丁目48番地
破産者　株式会社ジーフェイス
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０４１号
名古屋市天白区福池２丁目55番地
破産者　有限会社大誠
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部